

「中小企業組合士」をご存知ですか？

「組合士」とは、全国中小企業団体中央会が実施する中小企業組合検定試験（詳細は当中央会へ）の3科目の試験に合格し、3年以上の実務経験を積んだ方だけに与えられる称号で組合運営のエキスパートです。ここでは、三重県内の組合士さんをご紹介します。

わたし、組合士です！

三重県醤油味噌工業協同組合 中野仁充(よしみつ)さん



中小企業組合検定受験のきっかけは、スキルアップのためです。就職して9年目の頃に、上司の勧めもあり、受験しました。仕事をしていくうえで役に立ち、目に見える形で資格を活かせると思いました。

当組合は、県内で醤油味噌の生産を行う事業者で組織し、組合員の取扱品の共同販売、共同購買等の事業を行っており、また、三重県や量販店とタイアップして「三重・しょうゆ街道」と題した醤油醸造家の紹介やしょうゆの試食・販売、食育の一環として、小学生を対象に「しょうゆ物知り博士の出前授業」等も行っています。

私の日常業務は、営業、発注、会計、決算、コンピュータ管理、機関誌作成等様々で、これまで、“こういうものだ”と思って取り組んできたことが、中小企業組合検定試験を受験するために学ぶことで、理由がだんだんとわかってきて、実務がより身に付きました。

組合士資格取得前も事務や運営を行う中で必要なことについては、調べて解決してきましたが、資格取得後は、知識があることで、ルールを理解し、柔軟に対応することができ、効率よく実務に活かせるようになったと思っています。

受験に際しては、過去の試験問題を解きました。中小企業等協同組合法は、商法や会社法とは違った面がありますが、学ぶことで違い等についても理解できました。中央会が開催する講習会は、受験にも役立つと思います。

組合
運営

あれこれ Q&A



出資1口の金額は、定款の絶対的記載事項ですから、その金額を変更するには、定款変更の手続きを必要とするとは言ってもありません。

まず第1に、各組合員が追出資義務を伴うことになる出資1口の変更を行う場合は、組合員の責任は組合に対する出資額を限度とする(中協法第10条(出資)第5項)ことから、組合員全員の同意がなければ有効に定款変更できないものと解されます。

次に、出資1口を増加する方法として併合による方法(以前の5口分を1口にまとめる方法など)があります。併合による方法の場合、組合員の出資口数に端数が生じないときは、総会の特別議決で出資口数の併合の方法による旨を定めて定款を変更することができます。

しかし、出資口数を併合したときに出資口数に端数が生じる組合員があるときは、端数の出資口数をもっている組合員に追出資を強制することになりますから、出資1口の変更についてその組合員の同意を得なければならないと解されます。

以上の方法によって、出資1口の変更した場合は、次いで定款変更について行政庁の認可を受けることが必要です。認可を受けたときから効力が生じます。

また、定款変更の認可の告知があった日から、主たる事務所の所在地においては2週間以内に、従たる事務所の所在地においては3週間以内にその旨の変更登記を行って下さい。

出資1口の変更の増額手続きについて

私どもの組合では、組合の行う共同事業の拡大のため出資1口の変更を上げたいと思っています。これについての手続きについて教えてください。